

## 平 戸 市 監 査 公 表 第 80 号

監査の結果に基づき、措置を講じた旨の報告がありましたので、地方自治法第 199 条第 12 項の規定により、措置改善事項を公表します。

平成 24 年 5 月 10 日

平戸市監査委員 久 岡 一 夫

平戸市監査委員 近 藤 芳 人

### 第 1 監査の種類

地方自治法第 199 条第 1 項及び第 4 項の規定に基づく定期監査

### 第 2 措置を講じた部局及び意思決定を行った部局

農林水産部農林課

### 第 3 監査の期間

平成 24 年 1 月 30 日から 1 月 31 日まで 2 日間

### 第 4 措置を講じた内容及び意思決定を行った内容

#### 【指導事項】

林業団体育成支援事業補助金において、大野生産森林組合など 17 の森林組合が平戸市生産森林組合連合会へ補助金申請及び受領権限を委任して処理しているが、当該補助金は、あくまで各団体に対する補助であることに鑑み、農林課が各団体からの提出書類一切を個々に審査し、提出書類を保管すべきである。

#### 措置改善事項

ご指摘のとおり是正いたします。

#### 【指導事項】

林業団体育成支援事業補助金において、北松森林組合へ 35 万円の運営補助金を支出しているが、佐世保市が補助金を出さなくなるなど補助のあり方については見直しが必要であると思われる。

#### 措置改善事項

平成 25 年度から廃止することで、協議を進めております。